

中古住宅適合証明書  
融資を実施するための確認書  
(フラット35・財形住宅融資)

申請者用

各項目の検査内容について、検査の結果、申請物件は適合証明欄のとおり独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の定める物件検査方法により確認した範囲において、フラット35又は財形住宅融資ご利用に当たっての融資条件である技術基準に適合していることを確認しました。

現地調査実施日 平成 25年 3月 3日

発行日(適合証明日) 平成 25年 3月 3日

証明書有効期間	一戸建て等 6か月	マンション(5年又は3年にを付す) 竣工後5年以内 5年 竣工後5年超 3年
---------	--------------	--

第

test-01号

検査機関	検査機関名及び責任者職名			印
	検査機関コード 5 0 0 5			
適合証明者欄	適合証明技術者	フリガナ サクラ タロウ 氏名 さくら 太郎 適合証明技術者登録番号 2 4 1 3 0 2 1 9	1.1級 2.2級 } マンションの業務は実施 3.木造 } できません。 9	技術者届出印 登録証明書の届出 印と同一の印鑑
	建築士事務所	名称 株式会社さくら事務所 〒(150 - 0031) 電話( 03 ) - ( 6455 ) - ( 0011 ) FAX( 03 ) - ( 6455 ) - ( 0022 ) 所在地 東京都渋谷区桜丘町29番24号桜丘リージェンシー101		開設者届出印 登録証明書の届出 印と同一の印鑑

1.建物の所在地(地名地番)	東京都渋谷区			
2.建物又は団地の名称(マンションの場合)	さくらマンション	住宅番号	101	号
3.敷地面積(1)	5 2 5	.	2 5	m <sup>2</sup>
4.住宅部分の床面積(2)(住宅の専有面積)	8 2	.	5 0	m <sup>2</sup>
5.構造	2.木造(耐久性有) 3.準耐火構造(一般) 4.準耐火構造(高性能) 5.耐火構造(一般) 6.性能耐火(耐久性有)			
6.階数	地上 10 階	地下 0 階	7.戸建型式	
8.フラット35Sの基準の適用	1.有 2.無	フラット35Sを適用する基準	【優良な住宅基準】(金利Bプラン) 1.省エネルギー性 2.耐震性←耐震等級 免震建築物 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性 【中古タイプ基準】(金利Bプラン) 5.開口部断熱(省エネ) 6.外壁等断熱(省エネ) 7.段差解消(バリア) 8.手すり設置(バリア) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) 9.省エネルギー性(一戸建ての住宅に限る) 10.耐震性 11.バリアフリー性	
9.併用住宅区分	1.専用住宅	2.併用住宅	10.住宅性能評価書の有無	1.有 2.無
11.住宅性能評価書	交付日・番号	平成 年 月 日	号	評価機関名

備考	
----	--

- 借入申込日が平成24年9月30日以前の財形住宅融資の場合は、敷地面積が100m<sup>2</sup>以上あることが必要です(一戸建て等のみ。)
- 財形住宅融資の場合は、次のとおり住宅部分の床面積又は住宅の専有面積等の要件がフラット35と異なりますのでご注意ください。  
 [財形住宅の場合] 住宅部分の床面積(専有面積): 40m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下  
 [フラット35の場合] 住宅部分の床面積(専有面積): 70(30)m<sup>2</sup>以上 ( )は共同建て併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上
- マンションの住宅部分の床面積は、原則として建物の登記事項証明書の表題部(専有部分の建物の表示)に記載された床面積に1.06を乗じた数値です。
- 本適合証明書の有効期間は、現地調査日から、一戸建て等の場合は6か月間、マンションの場合は5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)です。なお、この有効期間内の借入申込みであっても、融資制度や基準等変更があった場合には、その内容が盛り込まれた適合証明書が別途必要となる場合があります。
- フラット35Sの適用については、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行っていただく必要があります。
- フラット35Sの適用については、フラット35Sの基準のうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではありません。また、建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。
- 二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士は、マンションに係る適合証明業務のうち、建築士法第3条の2及び第3条の3に定める範囲以外の住宅について、適合証明業務を行うことができません。